恵那峡ロゴマーク・キャッチコピー使用取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、恵那峡ロゴマーク・キャッチコピー（以下「ロゴマーク・キャッチコピー」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマーク・キャッチコピーに関する権限）

第２条　ロゴマーク・キャッチコピーに関する一切の権限は、恵那市観光協会（以下「協会」という。）に属する。

（使用の承認）

第３条　ロゴマーク・キャッチコピーを使用しようとするもの（以下「使用者」という）はあらかじめ協会長の承認を受けなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）　国、又は地方公共団体が公用又は公共用に使用する場合

（２）　放送機関、新聞社、通信社その他の報道関係機関が報道を目的に使用する場合

（３）　出版社、旅行会社等が雑誌又はパンフレット等に使用する場合で、市のＰＲ又は市への誘客効果が期待できる場合

（４）　その他協会長が承認の手続きを必要としないと認めた場合

（使用許可申請）

第４条　前条の承認を受けようとする者は、協会長が定める「恵那峡ロゴマーク仕様マニュアル」を了知の上、恵那峡ロゴマーク・キャッチコピー使用許可申請書を協会長に提出しなければならない。

（使用許可）

第５条　協会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、ロゴマーク・キャッチコピーの使用を許可する。

２　協会長はロゴマーク・キャッチコピーの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は許可しないものとする。

（１）　法令及び公序良俗に反するおそれがある場合。

（２）　恵那市・恵那市観光協会の品位を害するおそれがある場合。

（３）　その他観光協会長が不適切と認めた場合。

３　 協会長は、第１項の規定によりロゴマーク・キャッチコピーの使用を許可する場合において、必要な条件を付すことができる。

（使用上の遵守事項）

第６条　使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　使用許可の範囲においてのみ使用すること。

（２）　商標登録、意匠登録その他著作物等に関する自己の権利について新たに設定又は登録をしないこと。

（３）　第５条第３項の規定により付された条件に従って使用すること。

（４）　別に定める使用マニュアルを遵守すること。ただし、協会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（使用承認の期間）

第７条　デザイン等の使用期間は、原則として１年以内とし、次項による場合を除き使用許可申請書に記載のとおりとする。

２　協会長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、使用許可通知書に記載して通知する。

３　前２項の使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申請を行い、使用許可を受けなければならない。ただし、在庫品など現に使用中の物品等にあっては、この限りではない。

（使用料）

第８条　ロゴマークの使用料は、無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第９条　使用者は、ロゴマークを使用した物品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任のもとに必要な処置を講じなければならない。

２　協会は、ロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

（承認の取消し）

第10条　協会長がロゴマークの使用に関し不適切であると判断した場合は、使用者はロゴマーク使用を中止し、又は必要な処置を講じなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会長が別に定める。

　　附　則

　この要領は、平成３１年３月１日から施行する